

会長	事務局長	主査	係

大府市農業委員会

第 680 回総会議事録

大府市農業委員会

農業委員会等に関する法律第 33 条の規定により、第 680 回大府市農業委員会の議事録を作成する。

令和 4 年 5 月 20 日

大府市農業委員会

会長 久野 一弘

大府市農業委員会総会議事録

・開催日時 令和 4 年 5 月 20 日（金） 午後 3 時～ 3 時 30 分

・開催場所 大府市役所 5 階 全員協議会室

・出席委員

（農業委員）

会 長 13 番 久野 一弘

副会長 12 番 深谷 勝義

委 員 1 番 近藤 武

2 番 服部 啓子

3 番 濱島 守

4 番 本田 貴士

5 番 鈴木 広子

6 番 竹内 敬三

7 番 相羽 誠二

8 番 深谷 英一

9 番 神谷 登

10 番 成田 正彦

11 番 加古 春久

（農地利用最適化推進委員）

14 番 浅田 勲

15 番 大嶋 英二

16 番 加古 俊治

17 番 鈴置 省悟

18 番 深谷 幸子

・欠席委員

（農業委員） なし

（農地利用最適化推進委員） 19 番 山口 茂樹

会 期	1 日
-----	-----

議 事 日 程（第 680 回）

令和 4 年 5 月 20 日

日 程	議案 番号	件 名	備 考
1		会議書記の指名について	
2	報告 1	農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について	
3	報告 2	農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について	
4	報告 3	現況証明願について	
5	報告 4	農地改良届について	
6	議案 1	農地法第 3 条の規定による許可申請について	
7	議案 2	農地法第 5 条第 1 項の規定による許可申請について	
8	議案 3	農地法第 4 条第 1 項第 9 号に該当する旨の確認に係る届出について	
9	議案 4	農業経営基盤強化促進法第 18 条第 1 項の規定による決定について（利用権設定）	
10	議案 5	農業経営基盤強化促進法に基づく農地利用集積計画の決定について（一括方式）	

・ 農業委員会事務局職員

事務局長 花井 信武
事務局 下谷 敏信
 松下 景美

(久野一弘 議長)

ただいまから第 680 回総会を開会いたします。総会の定足数について事務局より報告してください。

(花井信武 事務局長)

総会の定足数につきまして、ご報告いたします。

農業委員会の在任委員 13 名全員の出席で定足数に達しておりますので、総会が成立していることをご報告します。

また、農地利用最適化推進委員 6 名中 5 名の出席をいただいております。

なお、19 番山口茂樹委員から欠席のご連絡を受けております。

報告は以上です。

(久野一弘 議長)

日程第 1『会議書記の指名』を行ないます。

本日の会議書記には農業委員会事務局の下谷敏信氏と松下景美氏を指名します。

それでは、議事に入ります。

日程第 2「報告第 1 号」『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』から、日程第 5「報告第 4 号」『農地改良届について』まで、事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

始めに、報告第 1 号『農地法第 5 条第 1 項第 7 号の規定による届出の受理について』ご説明します。

市街化区域内において権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書 1 頁から 2 頁までの計 8 件です。畑 7 筆、田 4 筆、転用面積は 2,142.29 m²で、転用目的は資材置場が 2 件、住宅が 3 件、宅地が 3 件です。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 2 号『農地法第 3 条の 3 の規定による届出の受理について』ご説明します。

農地を相続により取得した場合に届出していただくもので、議案書 3 頁の 5 件、畑 7 筆、田 1 筆の合計で 5,228.41 m²の届出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 3 号『現況証明願について』ご説明します。

20 年以上前から非農地であることが、公的な証明にて確認できることをもって願い出されるもので、議案書 4 頁の 2 件、畑 2 筆、田 1 筆の合計で 2,718 m²の願い出がありました。

局長専決処理の上、受理通知した旨を報告します。

続いて、報告第 4 号『農地改良届について』ご説明します。

農地を嵩上げ、場合によっては切土して、農地として利用されるもので、議案書 5 頁の 2 件、田 2 筆の合計で 1,671 m²の届出がありました。大府市農業委員会農地改良届出に関する指導要綱の適用範囲及び基準のすべての項目に適合しておりましたので、局長専決処理の上、受理通知した旨をご報告します。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの報告第1号から報告第4号までについて質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

質問、意見がないようです。

これらは報告案件でございますので、了解いただきたいと思います。

次に、日程第6「議案第1号」『農地法第3条の規定による許可申請について』1件を上程いたします。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第1号『農地法第3条の規定による許可申請について』ご説明します。

農地を農地として権利の設定、移転を行うものであり、議案書6頁の大府市農業委員会の許可案件1件、田2筆、1,326㎡です。

取得の目的は、贈与を受け農業に精励するためです。

議案内容の詳細については、協議会でご説明させていただいたとおり、農地法第3条第2項各号には、該当しないため、許可要件の全てを満たしています。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について濱島守委員どうぞ。

(濱島 守 委員)

1番の譲受人は、所有農地及び借り受け農地の耕作状況及び従事日数等の要件を満たしておりますので、特に問題ありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

特に意見はないようですので、議案第1号を採決します。

本申請を許可することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第1号は原案のとおり許可することに決定いたします。

次に、日程第7「議案第2号」『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』5件を上程します。事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第2号『農地法第5条第1項の規定による許可申請について』をご説明します。

市街化調整区域内で権利設定・移転の伴う農地転用で、議案書7頁から9

頁、愛知県知事許可案件の計5件です。

1番の案件は店舗併用住宅を建築する目的で転用するものです。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、概ね10ha未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

2番の案件は、駐車場及び資材置場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。

3番の案件は、有料老人ホーム及びデイサービスの施設を建設する目的で転用するものです。農地区分は、住宅、店舗、事務所その他の事業用施設、公共施設又は公益的施設が連担している区域にある農地で、第3種農地と判断されます。

4番の案件は、店舗及び駐車場を整備する目的で転用するものです。農地区分は、概ね10ha以上の一団の農地の区域内にある農地で、第1種農地と判断されます。

5番の案件は、障害者就労継続支援施設を建設する目的で転用するものです。農地区分は、住宅等、その他の事業用施設、公共施設、または公益的施設が連担している区域に近接する区域で、おおむね10ha未満の規模の農地の区域にある農地で、第2種農地と判断されます。

いずれの案件も、申請書類の審査、現地確認を踏まえ、許可見込みありと判断されます。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

それでは、次に担当地区委員より意見をいただきたいと思います。

1番の案件について本田貴士委員どうぞ。

(本田貴士 委員)

1番の申請地は第2種農地で、土地造成は整地のみです。雨水は敷地内の集水桝を経由して道路側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

続いて、2番の案件について相羽誠二委員どうぞ。

(相羽誠二 委員)

2番の申請地は、第1種農地で、土地造成は盛土をし、砕石敷とします。雨水は最終桝を経由して用悪水路に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございませんか。

(意見なし)

続いて、3番の案件について、鈴置省悟委員どうぞ。

(鈴置 省悟 委員)

3番の申請地は、第3種農地で、土地造成は切土と盛土をします。雨水は東側と南側の道路側溝に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

続いて、4番の案件について、深谷勝義委員どうぞ。

(深谷勝義 委員)

4番の申請地は、第1種農地で、土地造成は切土と盛土をします。雨水は集水桝を経由し、道路側溝に排水するため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

続いて、5番の案件について、深谷英一委員どうぞ。

(深谷英一 委員)

5番の申請地は、第2種農地で、土地造成は、切土をします。雨水は敷地内で集水後、調整池を経由して道路側溝に排水されるため、隣接農地に影響を及ぼさないと考えられますので、特に問題はありません。

(久野一弘 議長)

そのほかに、意見などございますか。

(意見なし)

無いようですので、議案第2号を採決します。

本申請を県に送付するにあたり、委員会が特に付すべき意見はなしとすることに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第2号は委員会の意見なしで愛知県知事に送付することに決定いたします。

次に、日程第8「議案第3」『農地法第4条第1項第9号に該当する旨の確認に係る届出について』1件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第3号『農地法第4条第1項第9号に該当する旨の確認に係る届出について』ご説明します。所有者自らが農業用施設などへ転用する農地の面積

が2 a 未満の場合に届出がされるもので、議案書の10 頁の1 件です。協議会で担当からのご説明のとおり問題はないと考えられます。

以上で説明を終わります。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第3 号を採決します。原案のとおり受理し、確認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので議案第3 号は、原案のとおり受理し、確認することに決定いたします。

次に、日程第9 「議案第4 号」『農業経営基盤強化促進法第18 条第1 項の規定による決定について（利用権設定）』2 件を上程します。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第4 号『農業経営基盤強化促進法第18 条第1 項の規定による決定について（利用権設定）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。11 頁の2 件です。

市内の方1 名、市外の方1 名です。6503 番は、新規就農者になります。

畑2 筆、田1 筆、合計で2,745 m²の申請です。農業経営基盤強化促進法第18 条第3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書の記載どおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に無いようですので、議案第4 号を採決します。原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第4 号は、原案のとおり承認することに決定します。

次に、日程第10 「議案第5 号」『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の決定について（一括方式）』の2 件を議題とします。

事務局より説明してください。

(花井信武 事務局長)

議案第5 号『農業経営基盤強化促進法に基づく農地利利用集積計画の決定について（一括方式）』をご説明します。

農業経営基盤の強化を図ることを主旨として、「農用地利用集積計画」が提出されています。

公益財団法人愛知県農業振興基金が中間保有して利用権を設定するものです。

議案書の 12 頁の 2 件で、いずれも田が 3 筆で、合計で 3,268 m²の申請です。

いずれも市内の方が 2 名で、これらの借り手は農業経営基盤強化促進法第 18 条第 3 項各号の要件を満たしています。契約期間、賃借料については議案書の記載とおりです。

説明は以上です。よろしくご審議願います。

(久野一弘 議長)

ただいまの事務局説明について、質問、意見等はございませんか。

(質問、意見なし)

特に意見はないようですので、議案第 5 号を採決します。

原案のとおり承認することに賛成の方は挙手願います。

(全員挙手)

全員賛成ですので、議案第 5 号は、原案のとおり承認することに決定します。

これで、全案件の審議が終了いたしました。

以上を持ちまして、第 680 回総会を閉会します。